

## 第6回奈良県景観審議会 開催議事録

■日時 平成25年12月18日(水) 午後2時から午後5時

■場所 奈良県文化会館集会室A B

■出席者

【委員】岩井委員、江川委員、北口委員、長坂委員、鳴海委員(会長)、西田委員(副会長)、南川委員、山本委員、脇田委員、井岡委員、湊上委員

■議事

1. 審査指導部会よりの報告について
2. 奈良県景観計画と景観条例の運用について
3. 景観向上に向けた屋外広告物の取り組みについて
4. 奈良県景観資産登録候補の審査について

■公開・非公開の別 : 公開 傍聴人3名(報道関係)

■議事概要

1. 菓子製造工場の増築計画について、景観形成上容認できるかどうか審査指導部会において審議、答申をしたことについての報告。
2. 景観法の届出状況についての報告。
3. 屋外広告物修景助成制度、屋外広告物規制の見直し、なら景観調和広告賞についての報告。
4. 奈良県景観資産の審査を行い、登録候補として29点を選出。

## 第6回奈良県景観審議会

平成25年12月18日(水) 午後2時～5時 奈良県文化会館A・B

### 事務局より

開会

公開開催の案内(略)

景観・環境局長あいさつ(略)

景観審議会員の紹介(略)

幹事の紹介(略)

### 鳴海会長

議事録署名委員の指名(略)

今回の署名委員は会長および長坂委員

#### 【1. 報告】審査指導部会において審議された個別案件の報告

菓子製造工場の増築計画が景観形成上容認できるものか否かについて

- ・審査指導部会での決議をもとに知事に対して述べた答申の概要等について、部会設置要綱第4に基づき、部会長より報告

##### 1) 案件の概要

申出者：味覚糖株式会社

行為地：大和郡山市今国府町 昭和工業団地中

用途：菓子製造工場

行為の種類：建築物の増設

増築について、景観形成基準の規定を少し超える計画の検討だが、景観形成基準の例外規定を用いて、容認することも可能と考えるため、計画の是非について審議会に諮問した。

##### 2) 審議の経緯

- ・本件行為が景観形成に資するものとして容認されるものであるか否かについて、申出者より知事に「事前の助言」を求めたため、知事が奈良県景観条例に基づいて景観審議会に意見を求めたものである。
- ・奈良県景観条例により、本案件は専門部会の決議をもって審議会の決議とすることが出来るため、その決議をもって奈良県景観審議会から知事への答申をもらう。

##### 3) 審議内容

①既存工場は周辺状況にも照らして不調和なものでないか。

②今回増築する厚生棟部分は、景観形成上、単体の一棟とみるべきか、既存工場に増築される一連の建築物の一部とみるべきか。

③上記①②を踏まえ、今回の計画をどのように評価すべきか

・審議の結果、景観形成基準の例外規定を用いることについては容認することとなった。その上で、以下の3点について、2度に渡り説明を求めた。

- ①全体計画の景観的配慮についての説明。
- ②「地域に愛されてきた」根拠についての説明。
- ③工場のテーマカラーを黄色としておりその色を用いる計画であるが、その理由について

・申出者からの回答を踏まえ、最終的に景観審議会より県知事宛てに11月14日付けで今回計画については景観形成上支障がないと判断したため、容認する旨の答申をいただいた。

(参考意見)

- ①(申出者宛て) 今回の案件は敷地全体の建築物等を一群の建築として捉え、総合的な建築・環境デザインの観点から良質な施設であると判断した結果である。そのため、今後の施設整備にあたっては、施設全体の工場施設全体の景観的な質の維持と向上を図るとともに、周辺の景観形成に貢献するよう計画されることが望まれる。
- ②(県宛て) 総合的な観点から十分審査、議論される必要があるために、審議会の運営や附議資料等の準備等にあたっては今後留意すること。

#### 4) 答申後の経緯について

- ・(県より通知) 申出者宛てに、今回の計画を容認しますという旨を通知
- ・(味覚糖株式会社の見解) 今後の設備・維持にかかる修繕や増築等にあたって、一群の建築としての統一感と周辺景観に配慮した計画とするよう配慮する旨の内容

本日付けですべての手続き終了となった。

**鳴海会長** このような案件は初めてのことで、専門部会としてもいろいろ悩みながら進めてきたけれど、これは一つの進め方の先行事例として今後に活かし、審査指導をよりレベルの高い方法でやっていただきたい。結果として先方が受け入れて、これからもがんばっていただくという回答を得ているので、今回の取組みは評価できると思う。

**事務局** この審議にあたりましては、鳴海会長が部会の会長、そしてその他、先ほど局長からも申しましたように、全部で5名の先生方、現地調査、数度にわたりましてご検討いただき、たいへんご協力いただきましてありがとうございました。その際、総合的な観点から十分審査、議論をしていく必要があるということで、審議会の運営、附議資料等の準備についてご意見をいただいた。今後そのように対応してまいります。

そして、今回の審議を通じて、委員の先生方のお考えをいろいろ聞かせていただいき、景観というものについてのとらえ方が多面的で奥深いものであるということ、また審査にあたって色彩の要点について再認識させていただく機会となったことを、たいへんありがたく思っております。今後も審査能力の向上に努めてまいりまして、この景観審査をはじめといたしまして、美しい奈良県の景観づくりに向けて取り組みたい。今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。どうもありがとうございました。

## 【2. 情報提供】

### 1) 奈良県件景観計画と景観条例の運用について

・景観法の届け出の件数について

平成24年度後半から今年度の状況・・・ほぼ同様

建築物・・・全体の4割（店舗の塗り替え・大型店舗の事例紹介）

工作物・・・全体の4割（ほぼすべてが携帯基地局）

### 2) 屋外広告物の取り組みについて

#### ①屋外広告物修景助成制度について

平成22年に奈良県景観計画に定める広域幹線等の信号を有する交差点の周辺30mを屋外広告物禁止地域に指定。

実施期間：平成24年度より事業開始、平成25年9月に経過措置期間終了

事業内容：交差点にある既存不適格物件の撤去・景観配慮型広告への修景に対する補助

実施結果：対象物件78件すべてが撤去もしくは改修

#### ②屋外広告物規制の見直し

昨年度の本審議会の内容を踏まえて、現在市町村の幹事の皆様と規制内容について検討中

#### ③啓発活動

・「なら景観調和広告賞」

屋外広告物のデザインコンクール

約50点の応募があり、2月に行われる2次審査会で受賞作品が決定される。

・リーフレットの作成

県民向けに屋外広告物行政と景観行政の周知・啓発を目的としたリーフレットを作成

景観の日や屋外広告物適正化月間等に配布して普及啓発に繋げていく

**脇田委員** 15ページの撤去・改修の事例というところだが、白い看板をえんじ色に変えた大淀町の例で写真がある。この写真の右側に赤い大きなものが写っているのが、これは何も対象にはならなかったのか。

**事務局** こちらは、信号の有する周辺30mを禁止交差点にしており、右側にある赤いものに関しては30m外にあるもの、またさらに自家用広告物にあたるので、対象外となる。

**脇田委員** 写真を見ている限りでは、そのあたりのメーターはよくわからないが、しかしちょっと気になる看板。

**鳴海会長** 要するに、交差点にある案内広告を除いたということか。

**事務局** 信号を有する交差点30m以内にある、ないについては、野立ての広告物が対象になり、自家用とか自分の営業に関する広告物は対象にならないの定めになっている。

鳴海会長 景観行政のリーフレットはどんな感じのものを考えているか。

事務局 これから考えていこうとしているところだが、できるだけ県民の皆様にわかりやすいものを考えたい。どうしても専門的になりがちだが、景観ってこんなもんだよ、というような、容易な内容でわかりやすいものを作りたい。

鳴海会長 しばしば、あまりにも県民にわかりやすくということで、漫画的な工夫をする場合が多いので、それはちょっと留意していただきたいと思う。手にした時、「あっきれい」、そういういいデザインにしていきたいと思う。わかりやすさだけを追求しても困るのではないかと思うので、ぜひ頑張ってください。

### 【3. 審査】奈良県景観資産候補の審査

(事務局からの説明)

#### 1) 奈良県景観資産の概要

- ・平成23年度より登録を開始。景観的な価値を有する建造物もしくは樹木または優れた景観を眺望できる地点について、良好な景観の形成の推進すると認められるものを対象としている。一回目は「四神八景」をテーマに、2回目は「記紀・万葉」をテーマとした。毎年テーマを設定しており、これまでに54点を登録。

#### 2) 審査について

- ・奈良県景観資産の審査フローについて。選考対象が二つあり、一つは過去に県にて募集した「まほろば眺望スポット百選」で105点ある。このなかから、毎年のテーマに沿ったものを選ぶ。二つ目は一般公募で、毎年テーマに沿い、新規に公募。それを合わせて候補としていく。

- ・「まほろば眺望スポット百選」と景観資産の新規申請については、事務局のほうで事前に審査をする。審査は3点あり、通過したものについて、景観審議会委員に審査をいただく。

①誰でも視点場に立ち入ることができて、景観を眺めることができること。たとえ、その場所が有料であったとしても、お金を払えば（拝観料など）立ち入ることができるということであれば、そこはOKと考えている。

②登録しようとする建造物等を所有し、管理する者の同意があること。

③登録しようとする地域の市町村長の同意があること。

- ・審査の基本的な基準は2点

①良好な景観としての魅力や価値があるということ

②観光や地域間交流の促進に役立ち、地域の魅力の向上と活性化に資すること

今回審査して選んでいただいたものは、知事のほうで登録の決定を行い、最終的に景観資産に登録する。

- ・今回の募集テーマは、「街道景観」。道は移動空間であり、人が行き交ったり、交流する場。奈良県の場合は歴史的な意味も含め、様々な場面がある。

そういう道路、沿道からの景観を収集するというので、テーマにする。具体例として資料に書かれているものを想定。

- ・審査対象は、「まほろば眺望スポット百選」と、新規に応募のあったもの合わせて、テーマに沿うものが53点。
- ・一つ目は道が視対象である良好な景観。当初はこういうものを想定で、38点。道を含んで周囲の風景と道が一体となっている良好な景観。
- ・二つ目が道からの良好な景観。画像に道が含まれなくても、道から見た良好な景観というもので15点。街道という形で書いているが、歴史的な街道を想定していたが、ハイキングコースなり散策道などからの景観も寄せられている。今回は、ご応募いただいたことを尊重して、要件にあったものにつきましては、候補に入れている。
- ・選出方法については、委員の左手側のパネルに候補を貼り付けさせている。配布している付箋でそれぞれに投票いただく。これがいいなと思うものについて、付箋を一つ付けていく出席委員の過半数の投票があったものが当選。その他これはどうかな、というものにつきましては、委員の話し合いにて決定。

・今回の審査基準の3点（資料より）

- 1) 画像を見た第三者がその道に行ってみたいと思えるような魅力があるもの。道とまちなみ、建物、樹木等が一体となっているものということ、あと、道そのものに歴史的な「いわれ」があったり、建造物と一体となって歴史を感じさせるもの。これを最優先事項とする。
- 2)、3) については、道からの景観に地理的な特徴が現れているということと、あとは地域の歴史性なり季節感というのが感じられるものがあれば対象とする。

<各委員の意見>

**脇田委員** 1番が旧柳生街道という呼称になっている。写真を見る限り、これは旧柳生街道ではない。呼称を変えるべき。写真や風景が悪いという意味ではなく、街道としては良いが、呼称が間違っている。

**事務局** 1番につきましては、「まほろば眺望スポット100選」にて平成20年に県のほうで募集したもので、その時点で旧柳生街道になっていた。そのまま使っていたが、こちらで調べて名称を変える。

**脇田委員** 訂正というか、検討していただけるならそれでいいと思いますが、明らかにおかしいと思います。

**事務局** わかりました。

**鳴海会長** 他、いかがでしょうか。

**長坂委員** 選ぶにあたって、どういう指針で選ぶのかを、もう少し知りたいと思います。街道景観ということですが、写真1枚では表しにくい場合があると思います。実際、その町に行ってみて魅力のあるということが選択指針に入ると思うのですが、そのときにワンショットだけではそれほどインパクトはないけれど、かなり楽しい景色が続くという場合、審査員がその場所を知らないとワンショットだけ見て、魅力がないなと思ってしまう場合がある。知っていただいている方が応援演説をされるとか、その場所の状況をお聞きしたいと思います。何かご意見いただければと思います。

**鳴海会長** 今のお話と関係しますが、奈良県観光局ならの魅力創造課がウェブ上に掲載している「歩く・なら」のサイトに紹介されている奈良のウォーキングコースと照らし合わせてみました。そうすると、このサイトのウォーキングコースには入っているけれども、推薦がないコースが結構ありました。ウォーキングコースなので魅力的な景観があるに違いないのですが、調査をして選んでいるわけではないので、誰かが推薦してあがってくるものですから、手続き上のこともあって、ご指摘の、歩いて楽しいことと、それが十分表現されて出てこない可能性はどうしても残ってしまうということはあると思います。奈良には古い道が結構たくさんあって、そうした道にはみんな物語があると思います。その物語を知っていると、景色自体は、たいしたことはないけれども、その物語性で行ってみたいという、引き金になる可能性もあるでしょうし、ちょっと難しいところですが、他の委員の意見も聞かないといけないのですが、いかがでしょうか。

**井岡委員** 委員長のような高尚な意見ではないのですが、写真ということで私が感じるのは、街道ということですので、少しなんというのか動きがあって、人が入っていてもいいのではないかと。深く考えれば肖像権があって、その人のものを使えるのかどうかという問題もあるのですが、やはり道という考え方でいくと、生業とか賑わいとかいう感じもでてくるので、そのへんのことがもう少し入っても良いと思います。ただ応募される方は多分、大変苦労されて、人のいないときをねらって写されておられるのかなという思いは相当しましたけれど、単純に県庁前を見ましたら標識はちょっと気になりますが、車が走っているのは道らしくて、それらしい写真なのかなと思ったり、天理の銀杏のところにしても、遠くですけども、人がおられるというのは、それなりに街道らしくて良いのかなという思いです。ただ、私もたいした根拠がなくて、肖像権とかも言いましたけれども、そういった難しい問題があるのかなというのにはありますが、余談かもしれませんが、意見として申し上げました。

**鳴海会長** これまでの二回の選考の写真を思い返しますと、だいたい誰でも行ける場所ということなので、だいたいは道の上からの景色が多かったと思います。今回は、道がテーマですが、道そのものが写ってなくてもいいとなっています。しかし、実際は、すでに2回も、道等から見える景色を選考したことになります。それがまた、今回も同じような景観を良しとする場合は、格段の理由が必要ではないかなと思います。たとえば、何々街道というのがシンボル性があって、そこから見える景色という、そういうとらえ方だといいいのですが、国道何号線のどこから見た景色というのはシンボル性が乏しいので、僕自身、そのような景観を選考するのはどうかなと思っています。

奈良という周囲の自然の景観が念頭に浮かぶと思うのですが、道を考えた場合、町なかの街道や町通りとかも非常に重要ではないかと思えます。例えば、京都には辻子（ずし）というのがあって、通り抜けの路地を辻子と呼びますがけれども、奈良で同じ辻子というと、町通りの的なものを指します。奈良の町を考える上で、この辻子は大事な意味を持っています。また、「辻子」という漢字にとっても惹かれるものがあるので、山の辺の道とか、そういう昔からのシンボリックな道だけではなくて、奈良固有の町中の道も、この際、皆さんが理解できるように取り上げられたらいいなというふうに考えています。奈良町にもたくさんあるのではないですかね。

**岩井委員** 大台ヶ原のところで、散策コースから見た景色がたくさん写っていたけど、今度は街道景観だから、散策コース全体という話にはならないのかしらとか。たとえば山の辺の道、崇神天皇陵のところが写っているけれども、ここだけがいいのではなくて、山の辺の道はどこまでもおもしろいし興味深い。街道はシークエンスだから、俯瞰全部みたいな景観的な取り上げ方はできないのかなと。街道に限ってはそういう利用はできな

いかなとつくづく思います。ショットで撮るものではないと思うのですね。シークエンス性についてのものですから。

**鳴海会長** ですから、景観を紹介する場合、街道を示さなければいけない。点を示すのでは不十分だと思います。

**岩井委員** 線でないとおかしい。

**長坂委員** そういう意味からすると、もしこれから投票して、投票の後、応援演説みたいなことする時間がとれればですけども、その場所をよく知っていて、写真とシークエンス空間として、実際にはレベルが高いとしたら、なるべく知っている方々が皆さんに知らせるといふことにしたらいかがでしょうか。

**鳴海会長** はい、それがいいと思います。それでは、審査に入りたいと思いますが、どうするんですか。説明していただけますか。

**事務局** 委員には緑色の付箋を30枚配布している。30枚全部使いきる必要はないが、これが良いと思うところに貼って投票する。投票が終わったあと、数をカウントし、一定数以上のものは景観資産の候補とする。

**鳴海会長** 今から15分ぐらいですかね。時計が25分までのあいだに、よろしいと思う写真に付箋を貼っていただく作業をしていただきます。

**長坂委員** これは無記名でよろしいでしょうか。

**鳴海会長** はい。

(審査中)

**事務局** 投票の多かった順は以下のとおり

11票 22番土佐街道

10票 17番暗峠、9番洞川温泉旅館街を眺望できる行者さん通り、12番二月堂裏参道、5番山の辺の道

9票 4番銀杏並木、50番南中町の石畳の坂道、25番八木札の辻、10番竹内街道、18番法隆寺周辺の土塀のある道

8票 48番上ツ道、52番高天彦神社の参道が見える葛城古道沿い、33番奈良自転車道・西の京周辺、24番郡山城跡。

7票 6番旧宿場町・旧市場跡、1番旧柳生街道（後で名称を訂正）、7番長谷寺の門前町、23番太子道、20番宇陀松山地区。

6票 13番法隆寺前並木道、53番金剛山が見える風の森峠付近、11番五條新町通り、21番登大路を額縁にした世界遺産の景観、15番中街道の風情を残すまちなみ、3番里合橋・大野



**鳴海会長** 今、6点以上、過半数ということで6点まで読み上げさせていただきました。それで、6点以上で、最高得点が11点。11点が全票でありますけれども、それを入れますと今のところ26の景観が6点以上となっています。これまでは、過半数を超えたものは一応採用としてきましたけれども、今読み上げた6点以上で、これは問題があるというものが、もしございましたら言っていただければと思います。

**長坂委員** 視点としてなんですけれども、4番銀杏並木。これは入れなかったのですが、入れなかった理由は、このガードレールのデザインは許しがたいからです。この写真の撮影角度では銀杏がメインに見えていますけれども、実際の視点ではガードレールがかなり気になるでしょう。白いガードレールだけでも景観上かなりマイナスなのに、絵まで描いてあるのは非常に良くない。これを推奨するのはいかがなものかという観点で皆さんにもう一度、ご再考願いたいと思います。

**鳴海会長** 面に見えちゃっているんですね。

**脇田委員** 今のご指摘のとおりだと思います。特に銀杏の葉が落ちたあと、あれを丸坊主に近い形で剪定されるのです。そうすると、こういう景観は全くなくなってしまう恐れがあるわけですね。そういう意味で、ただ銀杏の葉のあるときの美しさだけで選ぶと、これはちょっと問題があるのではないかなというふうに思います。

**山本委員** 同じような話なんですけれども、反対側にも銀杏並木があって、またガードレールがあるんで、場所によってもものすごく見え方が変わってしまう道かなと思いましたので、私も入れてないです。

**鳴海会長** それでは、まだ決めたわけではありませんけれども、今の4の9票ですか、それをどこか貼る場所を変えていただけますか。5の下にでも貼っておいてください、忘れないようにするだけですから。それで、だいたい何点くらい選びましょうか。

**事務局** こちらで想定しているのは20点から30点ぐらいです。

**長坂委員** これは景観的には良いと思っていて、入れなかったのですけれども、二月堂の裏参道というのがありますよね。他にも榎原神宮の参道とか、いろいろ参道が入っているのですけれども、今回の街道という話のなかに、言ってみれば一つのエリアの中に近い、あるいは参道というのは入れていいのかなと思ってちょっと迷ったのですが、そういうことはあんまり言わないでおこうということでよろしいのでしょうか。

**北口委員** 私、ここの参道は入れたのですね。法隆寺とかは入れてないのですね。なぜかといいますと、二月堂のところというのは参道というよりも、裏道を歩いているというか、そこを歩いて正面に行くのではなくて、散歩コース、普通の道である、普通の道というのはおかしいですが、そういうイメージで、いわゆる参道ととらえなくて入れました。

**鳴海会長** 参道はいくつかがありましたか。

**事務局** 4点ですが、貼っておきます。

**北口委員** 二月堂の参道なんですが、写真の場所と赤丸印の場所は多分敷地内にだいたいなっているように見えるのですが、多分敷地内だと思うのですが、もう少し入れてしまうと雑司町の普通の暮らしのある空間があるところからの道になりますので、いわゆる榎原神宮の鳥居をくぐった参道とは、ニュアンスが違うのかなというふうにお考えいただくのもありかと思います。タイトルが参道となっていますので、ちょっとニュアンスが変わってしまったのではないかと思います。

**鳴海会長** 実際は参道ですか、裏参道と書いてあるけど。

**事務局** 通称は裏参道と呼ばれている。画像の右側は東大寺系列の寺社の持ち物で、左側は一般の方のお宅。両方から、ご了解はいただいている。

**岩井委員** ものすごく細かいことを言いますが、固定資産税台帳的にはどうなのですか。敷地内ですか。

**事務局** 固定資産税まではわかりません。

**山本委員** 私道ですか。

**事務局** 私の道ということですか。

**脇田委員** それはだけど塔頭（たちゅう）でしょ。

**事務局** 道自体は、東大寺のものとお聞きました。

**脇田委員** だから、両側に見える建物は塔頭になるんですね。

**事務局** 塔頭と申しますと。

**脇田委員** 東大寺のお坊さんたちのそれぞれの。

**事務局** 右側の建物につきましては、お坊さんの持ち物ですけれども、左側は個人の持ち物です。

**脇田委員** 元は塔頭だった、そういう歴史的なことも踏まえて判断したほうが良い。

**事務局** はい。

**岩井委員** 境内地ですか。

**事務局** 境内地になります。

**淵上委員** このアングルの写真は企業のカレンダーにもよくでてくるスポットにあたると思うのですが、二月

堂に向かうにはいろんな方向から、幾種類かの参道というか、そこへ至る道があると思うのです。裏なのかなと思ったのですけれども、見慣れた風景です。先生方がおっしゃったように、ここを歩いていると、めくるめくシークエンスの展開が起こるわけなんです。自分が動いている。このあたりの絶妙な流れで、なんの先入観をもたせない、観光客の方が歩いてもやっぱり美しいと思うのです。よくイーゼルを立てて写生をしておられる方もおりますし。ニュアンスが違うと思います。個人的にすごく大好きな道です。参道という、ひとくくりのなかでの、これを入れたら他の参道はどうなるのかと思いますので、ちょっとはずしてもいいかなという意見もちます。

**南川委員** 私は◎をつけたのですね。私は外国人を連れてきたときは必ずここを通りますよ。それぐらいやはり美しいところだと思いますね。今回、ポイントとして二つあると、一つは良好な景観、これはいうまでもない。もう一つは観光や地域間交流の促進に役立つ。そういう意味で、これは、私、◎、○、△とつけていたのですが、これは◎なんですね。

**西田委員** 私は境内地も参道も、わりあい票をいれたものの一人なんですが、道空間としておもしろければ、参道であろうとドライブウェイであろうと城跡であろうと、それは、今回、街道景観とありますが、23ページの審査基準は、「道」と言葉を使ってあるように、街道景観だけれども、これは道空間のもつおもしろさ、すばらしさ、歴史性、文化性、そういうことを評価すればいいのではないのでしょうか。やはり参道であっても、ここに来たい、通りたい、写真を撮りたいという、それはそれで評価できるのではないかと思います。

**鳴海会長** 以前、私、道に類する空間について研究したことがあります。その研究では、境内地でも人が自由に入っていくことができれば、管理をどこでしていようが同じカテゴリーとしてよいのではないのではないかと考えました。お寺は閉じて入れない場合がしばしばありますが、神社は閉じて入れない場合は皆無なので、自由に入っていける空間であれば境内地であっても含んでいいのではないかなと思います。その点はよろしいでしょうか。

それでは、6までは、ひとつはペンディング、銀杏並木がございましたけれども、5票までのところで、ぜひこれは入れたいとか、そういうご意見があれば、ぜひ言っていたきたいのですけれども、どなたかございませんでしょうか。

**脇田委員** 16番の素朴な信仰が残る農村集落の道ということですが、特に大和というのは、古い集落というものが点在しているわけです。そこにまだ美しい街道というか、家並みが残っているわけですね。こういうものも奈良らしい一つの景色ではないか、何も寺社だけが奈良ではないというふうに思っております。そういう意味で、田原本町の街道というか、風景も候補に入れていただければいいのではないかと思います。

**長坂委員** 今のご意見に賛成なんですけど、私もそれに票を入れました。ただ現地を知らないものですから、だいたいこれぐらいの質で残っているのか、そうではないのか、知っている人がいれば、お話を聞きたいということも含めて入れました。

**脇田委員** この周辺は弥生の遺跡、唐古が大きく広がっています。したがって、この周辺も弥生の遺跡が点在している場所であり、ここは、砂かけでしたっけ、砂かけという非常に有名な行事があるのですけれども、そういうものも残っている、伝承、芸術的な意味あいの、そういうものがある場所でもあります。

**長坂委員** これも参考に申し上げますけれども、この写真で、多分入れなかった方のマイナス要因になったのは、真ん中に写っている電柱だと思います。それでも私が入れた理由は、決定的なワンショットがなくても、平均点が高い穏やかな景色が連なっていくというのが奈良らしい農村集落の景観の特性だと考えたからです。こういうふうなグレードのものというか、雰囲気のあるものは、地図を見ながら、おおむね似たような道が近くにありそうだなという場合には入れるようにいたしました。

**鳴海会長** 奈良の集落は、なかなかきれいというか、今もよく残っていていいと思うので、そういう代表選手として選んでおくのはいいのではないかなと思います。他にいかがでしょうか。

**山本委員** 43番の転害門なんですけど、この写真は門の写真でしかないので、多分、イメージがわからなかったかなというふうに思うのですが、一条通りの突き当たりになりますので、ずっと長いこと見えていて、段々段々近づいていくような、そういう道の終点というか、どん付きにあたるころにある門でして、いろいろ「いわれ」もありますし、「奈良町」だけでなく、「奈良きたまち」という言い方をされておまして、この周辺もたくさんの方が訪れるようになっております。また、この近くに南都銀行の手貝支店の跡地というのがありまして、そこを今、地域の方々が観光案内ですとか情報提供をされる拠点にされたりしておりますし、すぐそばには多聞城跡もありまして、この辺りはお散歩ルートというふうになってきているので、そのあたりは弁解をしておきたいなと、まちづくりセンターの人間としては、そういったこともございますので、この写真だけでは判断しづらかったのではないかなというところをお伝えしておきたいところです。

**鳴海会長** 道路渡って反対側から撮ったほうがいい、町並みも見えていいと思います。

**北口委員** 私も、一条通りと門というセットで、町が造られていたということを語られる場所として、もう少し引いた形で、道路の先に門があるというスタイルで、ぜひ入れたいなという気がいたします。最近、いろんな時代的小説にも非常にたくさん登場してきたりするので、人的交流とかそういう意味でもいいのではないかなと思います。

**山本委員** もうひとつだけ付け加えますと、前の道は京街道と呼ばれている道でして、一条通りと街道が接点になっている場所という部分もあると思いますし、うちの前の道が一条通りでして、ずーっとまっすぐ行くと出てくる場所でもありますし、そういったこともあって、ご検討のなかに入れていただけたらいいと思います。

**鳴海会長** 4票で残っている不審ヶ辻子は、「辻子」という名前がつけられたのが選ばればいいのかと思いますが、この場所、この界隈を歩いてどういう様子かということを詳しい人がいれば教えてほしいです。

**事務局** ここのところは風情が残っているのですが、周辺にはそれほど何かがあるというわけではないです。

**鳴海会長** あの建物だけが残っているということですか。

**事務局** 看板に書いてありますように、昔、鬼にまつわる逸話があったのですが、現状は古い建物はここだけという感じです。

**鳴海会長** 他にいかがでしょうか、話題になったものを一枚にまとめてくれますか。その4枚と銀杏と、不審ヶ辻子は周りがよくなければ外していいかもしれない。

**北口委員** 検討課題にのらないかもしれないのですけれども、45番の朱雀大路見通しの景観ということで、写真を見ましても美しくない景観なんですけれども、これは羅城門のところからと書いてあるのですけれども、平城京の一番南にあった羅城門のあたりから、平城宮跡を望むことができるという、歴史的な平城京の大きさを知ることができるというような場所であると思うのですね。自転車でサイクリングしながら、藤原京から北へ向かうという道の途中でもありますので、この写真では無理かなと思いつつも、こういう場所を大切にしていっていただきたいなど。平城宮跡から平城京の大きさを感じるということはできないけれども、この場所は羅城門のあった西九条緑地ですかね、そこに羅城門跡もありますので、こういう景観というのを大切に考えていっていただきたいなと思います。

この写真ですばらしい景観といえるかどうか非常に疑問に思いつつも、私は票を入れたのですけれども、今後奈良県としても検討していただきたいなというふうに思っております。

**長坂委員** 今の意見に賛成します。私はこれをクエスチョンマークにしていまして、意見をぜひ聞きたいなど。写真に写っている標識が印象をものすごく悪くしていますが、これがなければ票がもっと増えたでしょう。今の意見を聞きますと入れていいなと思います。

**岩井委員** 2票のうちの1票はどうも私らしいのですけれども、景観的に美しいという景色ではないのですが、羅城門からまっすぐに重なって全部が見えていて、わずかに、これは道路の痕跡だから透けているのでしょうかね、筋が見える感じがする。そういうことが見えるというのは、奈良でしかないのではないかというふうに思うので、美しくないけど、美しくなってほしいというか、大事においておきたい、そういう思いで入れました。

**鳴海会長** 場所をよく知っている人にお聞きしますけど、散策コースとか、そういう感じで歩き回れる場所なんでしょうか。

**北口委員** ちょっと横に自転車道はあるのですけれども、私も実際に緑地にはいったことはあるのですが、この場所から平城宮跡を見るという体験はしたことがないので、こんな場所があったのかということすごく感動したのですけれども。

**岩井委員** 県の方で、どなたかご存じの方はいらっしゃいますか。

**事務局** ちょうど、橋の上になります。橋のたもとは、さっきおっしゃったように羅城門の跡といわれる場所があり、横には奈良市が羅城門公園を造っています。ただちょうど、川の中にチャポンと羅城門がはまってしまっている状態になってしまったので、うまく表現ができていない。おっしゃっていた写真に写っている道路のようなものは、河川上の歩けるような道で、散策されている方も見うけます。私、実は1300年事業におったのですけれども、こういうところから、昔の朱雀大路を体感できることが考えられないかなと、ちょっと現地に行っていましたので、すみません、口出しさせていただきました。

**鳴海会長** 他にありますか。

**江川委員** 45番の前の44番ですが、何票入っているかわからないですけれども、道といっても、たいした道ではないのですけれども、土でできた環濠が残っている環濠集落が見れるところは、ほとんどないのではないですかね。たまたま30番に稗田ってでていますけれども、ほとんど環濠は、こういうふうコンクリートで整備されちゃっている場合が多いのですけれども、44番の番条はそういうふうになっていない、極めて珍しいというか、なんかよくわからないけれども細長い、いい集落ですよ。なので、道からこういうものが見える道も、いわゆる大きな道ではないけれども、道から見える景観としてはいいのではないかなと私は思いました。あまりご存じの方はいらっしゃらないのかな。

**鳴海会長** 周囲の、のどかな道というのを知っている人はいらっしゃいますか。これも一つの集落景観でいいと思うのですけれども。

**事務局** 江川先生がおっしゃったとおりの集落で、北のほうに行くところとちょっと整備もされているかなという番条の集落だと思いますが、稗田と違って、写真のとおり残っている雰囲気のところですよ。

**江川委員** 学生たちに稗田を見にいかせると、番条のほうは断然いいといって帰ってきます。

**鳴海会長** 他にご意見ありますか。

**長坂委員** 51番も入れたのですが、何票入っているかわからないのですけれども、なんとなく山並みもあって、田畑があって、家屋があって、道そのものもアスファルトの道ですけれども、わりあい大きな標識もなさそうに、ガードレールもなさそうに見えます。この写真では、ある意味では、奈良らしい景色なのかなと思ったのですが、この周辺をお知りの方がいれば、こんな感じだったら入れたいなと思っております。

**脇田委員** 確かにここはすばらしいのですが、写真が悪いですね。ここからず一と奈良盆地が見える場所もあります。ただ、これと52番、高天彦神社の参道が見える葛城古道沿いは場所が非常に近いので、僕は52番を選んで、涙をのみながら51番を切ったのです。そういうことです。今回は非常に近い場所ですので、どちらかを選ぶかということになると、52番ということになるのではないかと思います。

**鳴海会長** 今から30年以上前に、葛城古道の歩く環境計画をやったのです。そのときは、とてもいい場所で、その頃とあまり変わってなければ、いいに違いないのですがね。

**脇田委員** 変わっていないですね。

**鳴海会長** 変わってないですか。やっぱり、52が近いですよ。ですから、多分そこに行く人は52番も歩いて行くのです。本当に近いので、どうしたものかなとちょっと悩みました。

**長坂委員** これも選ぶかどうかという話とはちょっと違うのですけれども、52番のほうは景観上守られやすい景観だと思うのです。51番のほうはガードレールと標識がついたらすぐに壊れてしまうでしょうね。こ

の委員会の意義として、絶対守られるものより、やや危ういところにあるものを救ってあげようという視点があってもいいのではないかと思います。だれが見てもいいというところは、みんな守ると思うのですね。

**脇田委員** このお寺へ行く、ほぼ行くだけの道で、おそらくガードレールはつかない。

**長坂委員** お寺が変な標識をつけるかもしれない。

**脇田委員** ここで突き当たりになっていますので。

**脇田委員** 景色がもう少し広がっておれば良いかなと。

**鳴海会長** 下のほうに市街地が見えると、良い景色なんですがね。それでは、左のパネルをこちらに移してくれますか。今、たとえば銀杏並木をとって、点がちょっと低いのですけれども、復活で入れると30じゃないかな。銀杏をやめてよろしいですか。葉っぱが落ちて、すぐ丸坊主になるというのも大変なので。よろしいですか。

**鳴海会長** 数を勘定してくれますか。

**事務局** 29点です。

**岩井委員** 写真の悪いのは撮り直すのですか。

**事務局** ご要望があれば、取り直しさせていただきます。

**岩井委員** 題名の悪いものも題名を変えるのですか。

**事務局** 変更します。

**脇田委員** 違っているものもあります。

**事務局** 旧柳生街道につきましては調査いたします。

**岩井委員** つままない名前やね。

**鳴海会長** ネーミングも、行ってみたいなというネーミングにしてほしいですね。

**事務局** これまでの例からすると、「〇〇が見える〇〇というような場所」というネーミング。

**岩井委員** 旧柳生街道を降りてきた道とか。

**長坂委員** 右から2枚目のパネルの、左の上から2番目、それも写真に道が少し入っていたほうがいいのかと。自分が立っている道があぜ道なのか、撮り直したほうがもっと魅力的になると思います。

**江川委員** さっきの番条だけど、応募した人は環濠集落で応募しているのですね。じゃ、いいです。説明のところに環濠のことが書いてなかったから、環濠そのものに触れたほうがいいかなという気がします。

**岩井委員** 今の番条も、写真を撮りなおさないと、道が写ってないから、今回のテーマからしたら理解に苦しむかも。

**鳴海会長** 周囲の散歩道というのが写っているほうがいい。転害門も撮り直したほうがいい。

**脇田委員** 先ほど言いましたが、それはおそらく中ツ道に面しているんだと思います。僕も不確かなんですが、おそらく中ツ道だと思います。ちょっと調べてください。

**岩井委員** 53番の風の森峠付近の写真は石標が、道しるべが写っているのですが、道が写っていない。もうちょっと下まで写ってればいい。

**事務局** 市役所に確認すると、葛城古道の最後の部分。

**岩井委員** もうあと50センチほどカメラを下に向けてくれたら良かったのに。

**長坂委員** 写ってはいけないものも写ってしまうかも。

**岩井委員** バキバキのコンクリートだったらどうしよう。

**山本委員** タイトルなんですが、転害門ではなくて、変えてください

**事務局** わかりました。

**淵上委員** 道が関係しているということが、今回のテーマだということなんですけれども、あまり票数が集まらなかったと思うのですが、42番の飛火野ですね、春日野町の。これは、今までに、かつてもう出てきてしまったのですか。それとも新しく今回出たものですか。出てないですね。これほどに広い芝生に生えている森というのはあるでしょうけども、これプラス、鹿が写っているのは奈良しかないと思うのです。奈良らしさの典型というか、すぐ横というか、この中に含まれていると思うのですが浅茅が原という奈良の有名な景勝地があると。皆さん、あまりにも当たり前すぎて入れられなかったのですかね。いかがですかね。何かご意見があれば。

**長坂委員** 私はこれを入れなかったのですけれども、奈良らしい景色としては、すばらしくきれいだと思うのですが、あくまで街道というか、道というときに、この道はけっこう前から言っていますが、ガードレールがあったり、道を歩いていて良いというよりも、道の向こうの景色がこれはきれいなのではないかと。どっちの



観点にするかによって、入れるか入れないかを決めると思うのですが、街道ということを用いて、これは公園内の美しい景色という話で、入れないというのもありだろうと思います。

**湧上委員** 真っ平らな部分で写真を撮られています、ここからもう少し南のほうに下がるとマウンドが幾つか繰り返すという、ちょっと風景が変わって、点じゃなくて線状にとらえたときは楽しい風景なんじゃないかというふうに思うのです。写真で一点で絞ってしまうという残念さがあるのですけれどもね。

**北口委員** 私、毎日この風景をみながら、素敵だなと思ってバスに乗ってしまっていて、本当に自然の美しさができているんですね。ここは、ガードレールでなくて木みたいな柵できれいなんです。今回のテーマにしたときに、これは違うのではないかなと、もっと別のテーマで、ボーンとでてきてほしいなという思いで選ばなかったのです。

**岩井委員** テーマまで待たなければいけません。

**事務局** 今までの話も含め、2点、事務局の考え方をお話する。今回、応募いただいた件は今回でお蔵ということではなく、またふさわしいテーマがあったら、そのテーマとしてご審議いただく。

51番と52番等、近接しているところでの景観ということでご議論いただいたが、シークエンスという考え方から、2点選んでいただいたとしても、一つの道のテーマ性としてくるめ、紹介する。

点数が30点あたりで、もし心配いただきながらのお話であれば、事務局のほうで、「こういうことを考えよ」というお話をいただいたら、処理させていただきます。

**脇田委員** 今、後半でおっしゃった一つの空間としてとらえるということは、僕は非常に大事な点だと思います。おおいにそれを検討していただいているのではないかと思います。

**長坂委員** 本来、今回の街道みたいなテーマだと、ワンショットではなくて、写真3枚組ぐらいで応募してもらうのが、本当は正しいのだろうと思います。そういうことからしますと一連のもので取り扱っていただくのは私も賛成です。

**鳴海会長** それでは、42番は、外しましょうか。得票が少なかったですけれども、こういう評価の仕方に入れたらどうかというのが5点ですね。元に戻してもらって、その5点を付け加えさせていただいて、銀杏を外しました。それで、29点ということで決めさせてもらってよろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほどなんどもご意見がでておりますように、道がテーマですので、表示するときに道筋がわかって、その道筋上に関連する他の要素があれば一つのグループとして説明すると同時に、説明のところに道のこととか、周遊して歩くこととかを書いて、写真だけではなくて、読んでも行ってみたいと思うように工夫してほしいと思います。

それでは、これで今日の選定を終えたいと思いますが、ご異議がなければ、これで決めさせていただきます。

**事務局より**

景観・環境局次長あいさつ

閉会

以上